

令和6年度介護報酬改定等に係る質問・回答

※回答内容は随時更新される国の解釈通知やQA等に合わせて修正をする場合がありますのでご了承下さい。

区分	小区分	質問	回答	回答日	
1	介護報酬改定（加算・減算）に関すること	共通	現在取得している加算について、算定要件が変更となったが、算定する区分に変更はない。また、別添1「既存のサービス事業所の届出留意事項」にも記載がない。この場合、再度届出や添付書類を提出する必要があるか？	事業所で算定する区分に変更がなく、別添1「既存のサービス事業所の届出留意事項」にも記載がない場合は、当該加算についての届出の提出は不要です。	2024/3/28
2	介護報酬改定（加算・減算）に関すること	共通	令和6年4月1日から新規算定や区分変更をしたい加算について、別紙1「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」に項目がないが、届出は必要か？	別紙1「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」に項目がない加算については、そもそも算定にあたって県への届出は不要です。	2024/3/28
3	介護報酬改定（加算・減算）に関すること	共通	今回新たに算定したい加算について、別紙1「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」には項目があるが、別添3「添付書類一覧」には記載がない。この場合届出は必要か？また、どの書類を提出すればよいか？	別紙1「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」には項目がある加算については届出が必要です。そのうえで、別添3「添付書類一覧」に記載がない加算については、④算定要件の確認のための書類の提出が不要です。 ①別紙1、②別紙2、③誓約書の3点をご提出ください。	2024/3/28
4	介護報酬改定（加算・減算）に関すること	共通	別紙1「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」を作成するにあたって、プルダウン（□と■）が表示されない。	当初ホームページに掲載していた様式に不備がありましたが、3月27日に修正しました。改めてデータをダウンロードして作成してください。 なお、既にダウンロードした旧バージョンを使用する場合は、手入力で当該欄に「■」と入力いただければ結構です。	2024/3/28
5	介護報酬改定（加算・減算）に関すること	共通	別紙1「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」について、「今回の届出で変更する加算について、該当する番号にチェック■をつけてください。変更しない加算についてはチェック不要です。」との注意書きがある。これは、変更点が何もない場合は何も記入せずに提出すればよいということか？	届出作成や審査に係る負担軽減のため、変更する箇所のみチェックいただくこととしておりますが、変更が何もない場合は、そもそも届出の提出が不要です。ただし、今回の介護報酬改定により設けられた「高齢者虐待防止実施の有無」や「業務継続計画策定の有無」といった項目については、届出がない場合や何もチェックがされていない場合は減算とみなされますので、ご注意ください。	2024/3/28
6	介護報酬改定（加算・減算）に関すること	共通	届出の提出期限が4月5日（金）となっているが、算定要件を満たしているかの判断が付かない場合はどうすればよいか。	提出期限までに算定要件を満たしているかの判断が付かない場合は、算定要件を満たしていなかったときには過誤調整等で報酬返還の必要があることを理解いただいたうえで、取り急ぎ算定要件を満たすものとして届出を提出いただいで差し支えありません。（届出がなかった場合、後で算定要件を満たしていることが判明したとしても、さかのぼって介護報酬を請求することはできません） なお、算定要件を満たしているかの判断については、「質問フォーム」から県に質問いただくほか、厚生労働省の発出した各種資料をご確認ください。 【厚生労働省の発出した主な資料】 ・令和6年度介護報酬改定における改定事項について ・報酬告示に関する通知（留意事項通知等） ・令和6年度介護報酬改定に関するQ&A	2024/3/28

令和6年度介護報酬改定等に係る質問・回答

※回答内容は随時更新される国の解釈通知やQA等に合わせて修正をする場合がありますのでご了承下さい。

	区分	小区分	質問	回答	回答日
7	基準改正（人員・設備・運営）に関すること	外国人人材について	要件を満たしていれば就労開始直後から人員配置基準に算入してよいことになったが、夜勤業務に従事することもできるか。	技能実習生に夜勤業務その他少人数の状況の下での業務又は緊急の対応が求められる業務を行わせる場合にあつては、利用者の安全の確保等のために必要な措置を講ずることとしていること。とあるとおり、当該措置を講じている場合に、夜勤業務も可能です（告示第2条第5号）。	2024/4/3
8	基準改正（人員・設備・運営）に関すること	基準改正（人員・設備・運営）に関すること	特別養護老人ホームの宿直について、夜勤者が基準を上回る配置をしなくても、基準を満たしていれば宿直者を置かなくてもよい良いということでしょうか	特別養護老人ホームの宿直者については、スプリンクラーを設置し、夜勤職員基準を満たす夜勤職員を配置していれば配置をしなくても差し支えございません。また、入所者の安全のため、夜間を想定した消防訓練等を通じて、各施設において必要な火災予防体制の整備をお願いします。	2024/4/3
9	介護報酬改定（加算・減算）に関すること	介護報酬改定手続きについて	高齢者虐待防止措置実施の有無、業務継続計画策定の有無において、「基準型」で加算届を提出する予定ですが、必要書類は「体制等状況一覧表」「体制等に関する届出書」「誓約書」の3点のみでよろしいでしょうか。	ご認識のとおりで大丈夫です。 なお、業務継続計画未提出減算の施行はサービス種別によって異なるため、令和6年度介護報酬に関するQ&A（Vol1）問165をご参照下さい。令和6年4月から施行されるサービスであっても、令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には減算は適用されません。	2024/4/3
10	介護報酬改定（加算・減算）に関すること	介護報酬改定手続きについて	訪問介護事業所について。令和6年4月から新たに取得する加算がない場合、提出する書類は特にないということで大丈夫か。	「高齢者虐待防止措置実施の有無」と「同一建物減算」の該当有無のチェックは必須です。提出書類は、「別紙1」・「別紙2」・「誓約書」の3点のほか、必要に応じて算定要件確認のための添付書類をご提出下さい。	2024/4/3
11	介護報酬改定（加算・減算）に関すること	介護報酬改定手続きについて	「（別紙様式）誓約書」に法人名、代表者名等を記入し提出しますが、代表者印は不要でしょうか。「別紙2 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」にも「印」がないので代表者印は不要か。	代表者印は不要です。	2024/4/3
12	介護報酬改定（加算・減算）に関すること	介護報酬改定手続きについて	令和6年度介護報酬改定に係る届出について、人員変更の書類は提出不要でしょうか。	人員の変更届を提出する必要はございません（加算（減算）の添付書類となっている場合を除く）	2024/4/3
13	介護報酬改定（加算・減算）に関すること	介護報酬改定手続きについて	訪問看護について。令和6年6月の介護報酬改定に伴う書類の提出の締切日はいつになりますか。	令和6年6月の介護報酬改定に係る書類の提出については、5月頃に県HP上で別途ご案内いたします。	2024/4/3

令和6年度介護報酬改定等に係る質問・回答

※回答内容は随時更新される国の解釈通知やQA等に合わせて修正をする場合がありますのでご了承下さい。

	区分	小区分	質問	回答	回答日
14	介護報酬改定（加算・減算）に関すること	介護報酬改定手続きについて	「別紙2 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」の右欄「異動項目」には、どのように記載すればよいか。欄が小さく詳細を記載するのは困難である。	「別紙1」や「別紙2 特記事項」で変更内容が確認できる場合は、「別紙2 異動項目」の記入は不要です。	2024/4/3
15	介護報酬改定（加算・減算）に関すること	介護報酬改定手続きについて	「高齢者虐待防止実施の有無」及び「業務継続計画策定の有無」の届け出について、添付書類の提出は必要か。	「高齢者虐待防止実施の有無」及び「業務継続計画策定の有無」について、誓約書のほかに添付書類を提出する必要はございませんが、関係書類（指針、計画、研修記録等）は事業所において保存しておくようお願いいたします。	2024/4/3
16	介護報酬改定（加算・減算）に関すること	介護報酬改定手続きについて	令和6年度介護報酬改定に係る介護給付費算定に係る体制等（加算）に関する届出書の提出について（通知）につきまして、「1 書類の提出が必要となる場合」で「※訪問看護（中略）については、報酬改定の施行日が令和6年6月1日のため、本項目に該当しません」とあるが、訪問看護・予防訪問看護のみを提供する訪問看護ステーションは今回提出の必要がないという解釈でよいか。	訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーションについては、報酬改定の施行日が令和6年6月1日になるため、4月の届出は提出不要です。6月1日の介護報酬改定に係る手続きは県HPで別途ご案内いたします。	2024/4/3
17	介護報酬改定（加算・減算）に関すること	介護報酬改定手続きについて	今まで算定していた加算以外の変更届を提出すればいいのですか。通所介護の入浴加算はマニュアルを添付した方がいいですか。業務継続計画策定の有無・高齢者虐待防止措置実施の有無もマニュアル等を添付した方がいいですか。	令和6年4月の介護報酬改定により、新規・区分変更になった加算のみ届出をお願いします。入浴介助加算の添付書類について、マニュアルの提出は不要です。業務継続計画、高齢者虐待防止措置も同様、マニュアルの提出は不要です。	2024/4/3
18	介護報酬改定（加算・減算）に関すること	介護報酬改定手続きについて	4月の報酬改定にて加算の変更はなくとも、今回の報酬改定で設けられた「高齢者虐待防止実施の有無」や「業務継続計画策定の有無」の項目のチェックのために、「別紙1、2、誓約書」を提出する必要があるのか。	「高齢者虐待防止実施の有無」と「業務継続計画策定の有無」の項目のチェックと併せて「別紙1、2、誓約書」を提出をお願いします。	2024/4/3
19	介護報酬改定（加算・減算）に関すること	介護報酬改定手続きについて	福祉用具貸与について、新規算定等となる項目がないが、届出の提出は必要か。	福祉用具貸与については、「特別地域加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」に該当がなければ届出は不要です。	2024/4/3
20	介護報酬改定（加算・減算）に関すること	入浴介助加算	添付書類の「浴室の平面図等」には何を提出すればよいか。	利用者が自立して入浴することができるよう必要な設備（入浴に関する福祉用具等）を備えていることが確認できるよう、平面図のご提出をお願いします。（写真により補足説明をすることも可。写真のみは不可。）	2024/4/3
21	介護報酬改定（加算・減算）に関すること	入浴介助加算	添付書類の「研修を実施した〔する〕ことが分かる資料」とは具体的には何か。	研修を実施した〔する〕ことが分かる資料は、研修計画のほか、研修復命書、研修説明資料、参加者名簿等の書類になります。	2024/4/3

令和6年度介護報酬改定等に係る質問・回答

※回答内容は随時更新される国の解釈通知やQA等に合わせて修正をする場合がありますのでご了承下さい。

	区分	小区分	質問	回答	回答日
22	介護報酬改定（加算・減算）に関すること	入浴介助加算	研修の内容や研修の回数に規定はあるか。	研修の内容や回数については、今後、国解釈通や国QA等により具体的な取り扱いが示される可能性がありますので適宜ご確認をお願いいたします。	2024/4/3
23	介護報酬改定（加算・減算）に関すること	入浴介助加算	添付書類一覧に、浴室の平面図は必要か。また、加算2についても添付は必要か。	浴室の平面図は、国通知「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書等における留意点について」別紙1備考で、添付することとされています。加算2についても添付をお願いいたします。	2024/4/3
24	介護報酬改定（加算・減算）に関すること	入浴介助加算	現在入浴介助加算1の加算の算定を受けているが、令和6年4月以降加算の算定に当たり新たに要件に追加された“入浴介助に関する研修”について計画等の提出は必要になるのか。提出の必要がある場合、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」にて入浴介助加算欄にチェックを入れ令和6年4月5日までに提出する必要があるのか。	加算区分に変更がない場合は、今回届出をする必要はありませんが、加算要件の関係書類は事業所において適切に保存しておくようお願いいたします。	2024/4/3
25	介護報酬改定（加算・減算）に関すること	居住費・基準サービス費	居住費、基準サービス費の改正について教えてほしい。	令和6年度の介護報酬改定後の単位数、施行日については「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示」によりご確認下さい。	2024/4/3 回答修正 (4/5)
26	介護報酬改定（加算・減算）に関すること	高齢者虐待防止措置実施の有無	「別紙1（介護給付費算定に係る体制等状況一覧表）」の「高齢者虐待防止措置実施の有無」について、基準型と減算型の違いを知りたい。「虐待の発生又はその再発を防止するための全ての措置」として、「1.委員会の開催」、「2.指針の整備」、「3.研修の定期的な実施」、「4.担当者を置くこと」を全て満たしている場合は「基準型」として「所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算」をされなくて済むということと合っているか。	そのようなご理解で合っています。 虐待防止の措置については、国解釈通知「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」をご参照下さい。	2024/4/3
27	介護報酬改定（加算・減算）に関すること	高齢者虐待防止措置実施の有無	訪問介護について。「委員会の開催」の頻度は「最低でも年に1度」を考えているが、それで基準を満たしているか。また、何を持って「委員会の開催の証拠」とすればよいのか。	委員会の開催頻度については、具体的な回数までは決まっていますが、虐待等の発生の防止や早期発見、再発防止のために定期的な開催をお願いいたします。「委員会の開催の証拠」は出席者の名簿と議事録で差し支えございません。	2024/4/3
28	介護報酬改定（加算・減算）に関すること	高齢者虐待防止措置実施の有無	訪問介護について。「研修の定期的な実施」の頻度は「最低でも年に1度」を考えているが、それで基準を満たしているか。また、「研修の形態」について制限はあるか。何を持って「研修を行った証拠」とすればよいのか。	居宅サービスは、虐待の防止のための従業者に対する研修を年1回以上、実施することになっています。研修の形態については、「令和3年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol.3)」問1をご参考下さい。研修を行った証拠は、研修の説明資料、研修復命書、参加者名簿等になります。	2024/4/3
29	介護報酬改定（加算・減算）に関すること	高齢者施設等感染対策向上加算	高齢者施設等感染対策向上加算IIの取得に向け届出書を提出したいが、医療機関からの実地指導はまだ受けていない。「実地指導を受けた日時」の欄は空欄でよいのか。又は実地指導を受けてからの算定となるのか。	実地指導を受けてからの算定となります。	2024/4/3

令和6年度介護報酬改定等に係る質問・回答

※回答内容は随時更新される国の解釈通知やQA等に合わせて修正をすることがありますのでご了承下さい。

	区分	小区分	質問	回答	回答日
30	介護報酬改定（加算・減算）に関すること	高齢者施設等感染対策向上加算	「高齢者施設等感染対策向上加算に係る届出書」（別紙35）の加算（Ⅱ）において、実地指導を受けた日時とありますが、すでに指導を受けた、または実地指導の日程が決定していなければ、加算の算定はできないのでしょうか。 また、その実地指導について、どのような指導項目となるのか雛形はあるのでしょうか。	高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）の要件となっている実地指導については、「令和6年度介護報酬改定に関するQ & A（Vol.1）」問132～133をご参照下さい。	2024/4/3
31	介護報酬改定（加算・減算）に関すること	高齢者施設等感染対策向上加算	高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）の要件となっている実地指導の具体的な内容を知りたい。	同上	2024/4/3
32	介護報酬改定（加算・減算）に関すること	高齢者施設等感染対策向上加算	年1回の院内感染対策に関する研修または訓練の参加は、診療報酬の該当する加算を届出している医療機関または医師会が開催する研修会で、体制確保をしている第二種協定指定医療機関が開催する研修でなくてもよいのか？	お見込みのとおりです。高齢者施設等感染対策向上加算の研修については、国通知もご参考下さい。 【参考URL】 https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001227894.pdf	2024/4/3
33	介護報酬改定（加算・減算）に関すること	協力医療機関連携加算	協力医療機関連携加算は別紙1「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」に項目がないが、県への届け出は不要ということか。4月より協力医療機関連携加算を算定しても良いのか。	協力医療機関連携加算は、算定にあたって県に届出をする必要はありません。加算要件を満たしていれば算定可能です。	2024/4/3
34	介護報酬改定（加算・減算）に関すること	協力医療機関連携加算	当該加算は、病状が急変した入所者に対してしか算定できないのか。	協力医療機関連携加算の対象となる入所者について、「病状が急変した入所者のみ」という制限はございません。	2024/4/3
35	介護報酬改定（加算・減算）に関すること	協力医療機関連携加算	算定要件で協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的開催とありますが、定期的にとはどのくらいの間隔か。	「会議を定期的開催」とは、概ね月に1回以上開催されている必要があります。ただし、電子的システムにより当該協力医療機関において、当該施設の入所者の情報が随時確認できる体制が確保されている場合には、定期的年に3回以上開催することで差し支えありません。 【参考】留意事項通知 https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001227894.pdf	2024/4/3
36	介護報酬改定（加算・減算）に関すること	認知症チームケア推進加算	「介護の指導に係る専門的な研修を修了している者又は認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修及び認知症の行動・心理症状の予防等に資するケアプログラム」には何が含まれるか。	「認知症チームケア推進加算に関する実施上の留意事項等について（R6.3.18厚生労働省通知）」の第3加算要件をご確認下さい。	2024/4/3

令和6年度介護報酬改定等に係る質問・回答

※回答内容は随時更新される国の解釈通知やQA等に合わせて修正をすることがありますのでご了承下さい。

	区分	小区分	質問	回答	回答日
37	介護報酬改定（加算・減算）に関すること	認知症チームケア推進加算	上記の加算取得について、「認知症チームケア推進研修を修了する必要がある。」とあるが、新たに設けられた研修である為、6年度の受講を見込んで加算を取得して良いのか。又は研修修了者が居る上での加算取得となる意味合いなのか。	認知症チームケア推進研修は今般新たに設けられた研修であり、認知症チームケア推進加算は当該研修の修了者を配置した上で算定可能となります。	2024/4/3
38	介護報酬改定（加算・減算）に関すること	認知症ケア加算	介護老人保健施設の認知症ケア加算は、令和6年4月1日から廃止となるのか。	認知症ケア加算は令和6年度以降も引き続き算定することが可能です。	2024/4/3
39	介護報酬改定（加算・減算）に関すること	認知症加算	通所介護の認知症加算について、看護職か介護職かどちらが必要研修を受けておりなおかつ、利用者の状態が該当していれば加算要件を満たすことになると思うが、この介護職に必要な研修とは、茨城県が主催している「認知症介護実践者研修」は該当しているか。それとも「認知症介護実践リーダー研修」以上でなければならないのか。	「認知症介護に係る専門的な研修」は、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護実践リーダー研修」になります。	2024/4/3
40	介護報酬改定（加算・減算）に関すること	退所時情報提供加算	医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して、入所者の同意を得て、当該入所者等の心身の状況・生活歴等を示す情報を提供した場合に算定できるとありますが、『退所』と決まって、医療機関へ入院するケースはほとんどなく、入院が長期化した結果、退院できる見込みがないため退所が決定するというケースがほとんどである。当該入所者が退所と決めずに入院した際に情報を提供した際でも、算定することは可能か。それとも、『退所』とはっきり決定して入院する際に情報を提供した場合に限り算定可能なのか。	退職時情報提供加算は、退所時に情報提供をした場合に算定できます。	2024/4/3
41	介護報酬改定（加算・減算）に関すること	退所時情報提供加算	当該加算Q&Aに回答に、「前回入院時から利用者の状況が変わらず、提供する内容が同一の場合は算定できない。」とあるが、提供する内容が同一の場合とは具体的にどのような状況を指すのか。	同一医療機関に入院を繰り返す場合において、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報に変更がない場合は算定できません。	2024/4/3
42	介護報酬改定（加算・減算）に関すること	生産性向上推進体制加算	上記加算に係る届出書（別紙28）には、要件を充たすことがわかる委員会の議事録を提出とある。新規加算なのでこれから対応していくところ。 1. 今回は未提出でも良い。 2. 4月以降に早々と委員会開催し、その議事録を、今回の体制等に関する届出時に提出する。 3. 令和6年度中に委員会を開催し算定要件を充たして、指定権者より提出を求められたときに出来るようになっていけば良い。今年度の提出は必要ない。 以上のどの対応が良いのか。	生産性向上推進体制加算を算定する前月末までに、加算届を提出して下さい。（4月から算定する場合のみ、例外的に4月5日までを提出期限としております）	2024/4/3

令和6年度介護報酬改定等に係る質問・回答

※回答内容は随時更新される国の解釈通知やQA等に合わせて修正をすることがありますのでご了承下さい。

	区分	小区分	質問	回答	回答日
43	介護報酬改定（加算・減算）に関すること	生産性向上推進体制加算	算定要件の中に、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（3年間の経過措置）で必要な検討を行いとあるが、委員会を4月1日から実施し、他の算定要件を満たしていれば算定可能か。	お見込みのとおり、算定可能です。	2024/4/3
44	介護報酬改定（加算・減算）に関すること	通所リハビリテーションのサービス報酬区分	通所リハビリの規模区分について、令和6年度から大規模1と大規模2の区別がなくなり、通常規模型と大規模型の2種類になるということか。	そのご認識で合っています。	2024/4/3
45	介護報酬改定（加算・減算）に関すること	通所リハビリテーションのサービス報酬区分	今回の改定で、通所リハビリテーションは「通常規模」、「大規模1」、「大規模2」の3つの区分から、『通常規模』、『大規模』の2つの区分となった。令和5年度は「大規模1」を算定していて、令和6年度は『大規模』の算定となる場合は変更があると捉えるのか、変更なしと捉え書類の提出が必要ないのかを確認したい。	変更ありに該当しますが、通所リハビリテーションの介護報酬改定は令和6年6月1日からとなります。当該介護報酬の改定に係る届出については、5月頃に県HPで別途ご案内（必要書類、提出方法等）いたします。	2024/4/3
46	介護報酬改定（加算・減算）に関すること	個別機能訓練加算1（口）	看護職員兼機能訓練指導員の職員2名のうち、1名が看護職員として従事している時間帯も加算の取得が可能か。	機能訓練指導員として2名配置された時間帯に、機能訓練を受けた利用者について個別機能訓練加算（1）口の算定が可能です。	2024/4/3
47	介護報酬改定（加算・減算）に関すること	認知症短期集中リハビリテーション実施加算（1）	算定要件（3）に、「入所者が退所後生活する居宅又は社会福祉施設等を訪問し、当該訪問により把握した生活環境を踏まえたリハビリテーション計画を作成していること。」とあるが、例えば4月1日入所、4月5日に訪問したとすると、1日～4日は加算（2）を算定し5日より（1）が算定可能ということなのか、もしくは1日より（1）が算定可能なのか。	認知症短期集中リハビリテーション実施加算（1）を算定できるのは、「入所者が退所後生活する居宅又は社会福祉施設等を訪問し、当該訪問により把握した生活環境を踏まえたリハビリテーション計画」の作成後になります。	2024/4/3
48	介護報酬改定（加算・減算）に関すること	短期集中リハビリテーション実施加算、認知症短期集中リハビリテーション実施加算	現状当該加算算定を行っている方についての4月以降の算定方法はどうか、新加算へ変更する場合、算定条件はどのようなものか。	4月以降の加算要件、単位数等については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示」によりご確認ください。（該当箇所は告示P154、P155です）	2024/4/3
49	介護報酬改定（加算・減算）に関すること	科学的介護推進体制加算	今回の見直しによりLIFEへのデータ提出頻度に変更となったが、当事業所はいつ提出すればよいか。	科学的介護情報システム（LIFE）については、下記HPでご案内しています。国事務連絡の最新版も掲載されていますので、ご確認をお願いいたします。 https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198094_00037.html	2024/4/3
50	介護報酬改定（加算・減算）に関すること	リハビリテーション提供加算	添付書類一覧の「相当する診療報酬算定のために届け出た届出書の写し」とはどういったものか。	リハビリテーション料の受理通知書（関東信越厚生局）等をご提出下さい。	2024/4/3

令和6年度介護報酬改定等に係る質問・回答

※回答内容は随時更新される国の解釈通知やQA等に合わせて修正をすることがありますのでご了承下さい。

	区分	小区分	質問	回答	回答日
51	介護報酬改定（加算・減算）に関すること	夜勤職員配置加算	夜勤職員の常勤換算は16時間で換算するとありますが、当施設の場合、16時間拘束の14時間夜勤なのですが、その場合でも16時間で常勤換算するという事でしょうか。	通常の休憩時間は、勤務時間帯に含まれるものとして延夜勤時間数に含めて差し支えありません。ただし、大半の時間において仮眠をとっているなど、実態として宿直に近い状態にあるような場合についてまで含めることは認められません。	2024/4/3
52	介護報酬改定（加算・減算）に関すること	同一建物減算	新設された12%減算について、「正当な理由なく、事業所において、前6月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合」とあるが、「正当な理由」とはどのような場合を指すのか。	正当な理由の範囲について、「令和6年度介護報酬改定に関するQA」問9～問13に国解釈が掲載されていますので、ご参考下さい。	2024/4/3
53	介護報酬改定（加算・減算）に関すること	同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供割合90%以上）	今回の改定により新たに設けられた、訪問介護事業所において、同一敷地内建物等に居住する利用者に提供されたものが提供総数の90%以上の場合に適用される減算について、令和6年4月から減算が適用となるのか。	当減算は、訪問介護事業所における前6月間の実績により判定するものであるが、令和6年度については、令和6年4月1日～9月30日の実績により11月1日～3月31日の減算適用を判定し、また、令和6年10月1日～2月28日の実績により令和7年4月1日～9月30日の減算適用を判定する。そのため、令和6年4月から減算が適用されることはない。 なお、令和7年度以降においては、前年度3月1日～8月31日の実績により10月1日～3月31日の減算適用を判定し、また、9月1日～2月末日の実績により翌年度4月1日～9月30日の減算適用を判定する。	2024/4/3
54	介護報酬改定（加算・減算）に関すること	同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供割合90%以上）	同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供割合90%以上）を適用する場合は「同一建物減算に係る計算書（別紙10）」を提出することとなっているが、令和6年4月5日期限の届出において提出することはないということか。	上記のとおり、当減算が令和6年4月から適用されることはないため、令和6年4月5日期限の届出において「同一建物減算に係る計算書（別紙10）」を提出することはない。	2024/4/3
55	基準改正（人員・設備・運営）に関すること	医療機関のリハビリテーション計画書の受け取りの義務化について（通所介護）	通所リハビリテーションの医療機関のリハビリテーション計画書の受け取りの義務化について、利用前何か月前まで遡って受け取らなければいけないのか。例えば、利用12か月前まで入院していた場合、12か月前に入院していた医療機関に計画書の提出を依頼するのか。	国解釈通知では、「医療機関から退院した利用者に対し訪問リハビリテーション計画を作成する場合には、医療と介護の連携を図り、連続的で質の高いリハビリテーションを行う観点から、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等を入手し、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。」とされています。国QAにより補足説明が示される可能性がありますので適時ご確認下さい。	2024/4/5
56	基準改正（人員・設備・運営）に関すること	経過措置の延長	令和3年度の介護報酬改定において、感染症対策、BCP、虐待防止の項目について、令和6年3月31日を経過措置でしたが、感染症対策を含むすべての項目で令和9年3月31日に経過措置期限が延長されるという認識でよろしいでしょうか	居宅療養管理指導は、「虐待防止の措置」と「業務継続計画の策定」の基準について、経過措置期限が3年間延長されています。	2024/4/5

令和6年度介護報酬改定等に係る質問・回答

※回答内容は随時更新される国の解釈通知やQA等に合わせて修正をする場合がありますのでご了承下さい。

	区分	小区分	質問	回答	回答日
57	介護報酬改定（加算・減算）に関すること	介護報酬改定手続きについて	医療機関のみなし指定事業所について。 改定に伴い、高齢者虐待防止措置実施の有無、業務計画策定の有無に関して、基準型と減算型が新設された。 訪問リハビリテーションは4月1日改定までの届出は不要とのことだが、報酬改定となる6月1日までに届出は必要か。届出が必要であればどのような書類が必要か。	「訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション」（医療みなし含む）の介護報酬改定に係る届出については、5月頃に県HPで別途ご案内いたします。	2024/4/5
58	介護報酬改定（加算・減算）に関すること	リハビリテーションマネジメント加算	「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取り組みについて（令和6年3月15日付）」の別紙様式1-1（リハビリテーション、栄養、口腔に係る実施計画書 通所系）を専門職が情報共有を行い、協働して作成した場合、リハビリテーションマネジメント加算（ハ）の算定要件であるリハビリ・栄養・口腔のアセスメントを行っていることとなるのか。	リハビリテーションマネジメントのアセスメントは、別紙様式2-8「<リハビリテーションマネジメント>アセスメント上の留意点」を参照の上、行ってくださいますようお願いいたします。	2024/4/5
59	介護報酬改定（加算・減算）に関すること	リハビリテーションマネジメント加算	科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和6年3月15日）には、リハビリテーションマネジメント加算（ハ）の提出要件は、別紙様式2-2-1及び2-2-2（リハビリテーション計画書）に加え、別紙様式6-4、別紙様式4-3-1をLIFEに提出することとなっているが、今後、別紙様式1-1がLIFEで提出できるようになるのか。	LIFEへの提出情報等については、国通知「科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」により取り扱いが示されていますが、今後、国HPで補足説明があるかもしれませんので適宜ご確認をお願いします。 【参考URL】 https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198094_00037.html	2024/4/5
60	介護報酬改定（加算・減算）に関すること	リハビリテーション・機能訓練、栄養、口腔の一体的取組の計画書について	国はリハビリテーション・個別機能訓練・栄養管理・口腔管理の一体的サービスを推奨している。一体的サービスの計画書 リハビリテーション・個別機能訓練・栄養管理・口腔管理に係る実施計画書（別紙1-3）を作成すれば、個別機能訓練計画書別紙3-3と口腔機能向上サービスに関する計画書（別紙様式6-4）・生活機能チェックシート（別紙様式3-2）上記3つの用紙は作成しなくてよいとあるが、加算の取得に関係なく一体的に様式1-3で計画書を作成していればいいのか。また国が推奨する別紙様式1-2・別紙様式3-3・別紙様式6-4は、それぞれ利用者または家族のサイン欄がないが、説明同意をしていれば自筆をもらわなくてよいのか。併せて通所介護計画書の署名捺印の回答もお願いしたい。	別紙1-3を作成していれば、個別機能訓練計画書（別紙3-3）・口腔機能向上サービスに関する計画書（別紙様式6-4）・生活機能チェックシート（別紙様式3-2）に代わるものとして差し支えございません。ただし一部のみ記入では代用することはできませんのでご注意ください。計画書の説明同意については、利用者の押印は必要ありませんが、説明をした日時の記事や署名等により記録を残しておくようお願いいたします。	2024/4/5
61	介護報酬改定（加算・減算）に関すること	個別機能訓練加算	個別機能訓練加算1（ロ）の算定要件として、令和6年3月までは、機能訓練士の資格を保持した管理者は個別機能訓練加算1（ロ）の要因となることは出来なかったと認識していますが、今回の改定から、管理者と機能訓練士の兼務により個別機能訓練加算1（ロ）を算定することは可能か。	個別機能訓練加算1（ロ）の加算要件は、専従の機能訓練指導員1名以上の配置となっているため、管理者と機能訓練指導員を兼務している職員では加算要件を満たしたことはありません。	2024/4/5

令和6年度介護報酬改定等に係る質問・回答

※回答内容は随時更新される国の解釈通知やQA等に合わせて修正をする場合がありますのでご了承下さい。

	区分	小区分	質問	回答	回答日
62	介護報酬改定（加算・減算）に関すること	個別機能訓練加算	現在「個別機能訓練加算（1）イ」を取得しており、4月から「個別機能訓練加算（1）イ、ロ」を取得予定である。加算届の添付書類「介護給付費算定に係る体制等に関する届出に伴う添付書類一覧」に項目がなかったが、どのような添付書類を提出すればよいのか。	個別機能訓練加算の算定にあたって提出する添付書類は「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書の提出に関する誓約書」のみになります。	2024/4/5
63	介護報酬改定（加算・減算）に関すること	個別機能訓練加算	機能訓練指導員が2名在籍しており、2名いる提供時間帯のみ個別機能訓練加算（1）ロの算定を行いたいのですが、提出書類が見当たらない。資格証の写しや、勤務形態一覧表は用意したが、その他に提出する書類はあるのか。	加算の添付書類は、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について（令和6年3月15日老発0315第1号厚生労働省老健局長通知）」により作成をお願いしております。個別機能訓練加算の添付書類は「介護給付費算定に係る体制等に関する届出の提出に関する誓約書」のみになります。	2024/4/5
64	介護報酬改定（加算・減算）に関すること	夜間看護体制加算	夜間看護体制加算（1）の夜間宿直を行う看護職員の数が1名以上あつてかつ必要な～の文言ですが、毎日1名以上の夜勤の看護師がいる必要があるか、人員で1名以上の看護師がいるのかどちらでしょうか。	夜間看護体制加算は日単位で加算要件を満たしている必要があります。	2024/4/5
65	介護報酬改定（加算・減算）に関すること	退院時共同指導加算	退院時共同指導加算 600単位/回について、同一法人内の医療機関の退院前カンファレンスに参加し共同指導を行っても算定していいのか。	回答作成時点で、同一法人内の医療機関の場合は算定不可という取り扱いは国通知等で示されていません。	2024/4/5
66	基準改正（人員・設備・運営）に関すること	栄養ケア・マネジメントの実施の有無	栄養マネジメントに従事する管理栄養士は、試験の合格発表日から常勤換算の人員としてカウントできるのか。	管理栄養士の業務ができるのは合格発表からではなく、厚生労働省の名簿登録が完了してからになります。（栄養士法施行令第1条第2項に基づく、管理栄養士免許を取得する際に行う手続きをお願いします）	2024/4/5
67	介護報酬改定（加算・減算）に関すること	協力医療機関連携加算	入所者の情報共有会議の参加メンバーは協力医療機関に在籍する当施設の嘱託医師でいいのか。	入所者の病歴その他健康に関する情報共有や、急変時等における当該協力医療機関との対応確認ができるメンバーであれば差し支えございません。	2024/4/5
68	介護報酬改定（加算・減算）に関すること	入浴介助加算	令和6年4月から入浴加算1を継続して算定する予定だが、研修はいつまでに実施すればよいのか。研修は計画的に行うものなのか、年1回で新人等が入る度でよいのか。	研修を行い、入浴介助技術の向上を図った上で、入浴介助加算サービスを提供して下さいませよう御願います。頻度について具体的な回数の決まりはありませんが、従事する職員が入浴介助に関する基礎的な知識及び技術を習得するために継続的な実施をお願いします。	2024/4/5

令和6年度介護報酬改定等に係る質問・回答

※回答内容は随時更新される国の解釈通知やQA等に合わせて修正をする場合がありますのでご了承下さい。

	区分	小区分	質問	回答	回答日
69	介護報酬改定（加算・減算）に関すること	同一建物減算	訪問介護 同一建物減算に係る計算書 別紙10について、今回の申請については、令和5年度後期の数字を計算書として提出すればよいのか。	同一建物減算に係る計算書（別紙10）は4月届出で提出する必要はございません。（回答No53、54をご参照下さい）	2024/4/5
70	介護報酬改定（加算・減算）に関すること	高齢者施設等感染対策向上加算	高齢者施設等感染対策向上加算（1）は院内感染対策に関する研修又は訓練に参加してから加算の算定になるのか。それとも、院内感染対策に関する研修又は訓練に参加予定が1年以内であれば加算を算定してよいのか。	医療機関等に研修又は訓練の実施予定日を確認し、高齢者施設等の職員の参加の可否を確認した上で令和7年3月31日までに当該研修又は訓練に参加できる目処があれば算定してよいです。	2024/4/5
71	介護報酬改定（加算・減算）に関すること	認知症チームケア推進加算	算定要件に認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者又は認知症介護に係る専門的な研修及び認知症の行動・心理症状の予防等に資するケアプログラムを含んだ研修を修了した者と記載されていますが、認知症実践者研修は該当されませんか？また、それ以外の研修で該当されるものはなんのでしょうか？ 認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいることとありますが、委員会の設置などが必要でしょうか？	認知症チームケア推進加算の算定にあたって、研修内容やチームの取り組みについては、介護保険最新情報Vol. 1228「認知症チームケア推進加算に関する実施上の留意事項等について（通知）」をご参照下さいますようお願いいたします。 【参考URL】 https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001229250.pdf	2024/4/5
72	介護報酬改定（加算・減算）に関すること	入居継続支援加算	入居継続支援加算1の算定を考えています。 「算定要件に社会福祉士及び介護福祉法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が100分の15以上であり、・・・」とあるが、それは前月の実績のみでよいのか。それとも前3か月平均などの実績が必要なのか。	加算届の添付書類として提出する「入居継続支援加算に係る届出書（別紙32）」には、算定対象月からの入居者数・人員数をご記入ください。なお、加算要件を満たすことが分かる根拠書類として勤務形態一覧表やシフト表を確認する場合がありますので、確認をする際に速やかに書類を提出できるよう、準備をお願いいたします。	2024/4/5